

(趣旨)

第1条 この訓令は、高速道路交通警察隊の運営について必要な事項を定めたものである。

(任務)

第2条 高速道路交通警察隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 交通警察（大阪府警察組織規則（平成26年大阪府公安委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第77条第3項第3号の担当区域における道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による警察署長の権限に属するものを除く。）に關すること。
- (2) 前号のほか第一次的警察活動に關すること。

(勤務種別)

第3条 高速道路交通警察隊員（以下「隊員」という。）の勤務種別は、次のとおりとする。

- (1) 交通機動警ら勤務  
交通取締用自動車により、定められた路線の警らに従事する勤務
- (2) 交通事故事件捜査勤務  
担当区域内において発生した交通事故事件の捜査及び処理に従事する勤務
- (3) インターチェンジ勤務  
インターチェンジ（サービスエリア及び高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）が指定する主要ランプ等を含む。）において交通の指導及び取締りのほか防犯活動等に従事する勤務
- (4) 基地局勤務  
基地局（遠操所を含む。）において無線自動車、本部基地局及び近畿管区警察局高速道路管理室との無線通信等に従事する勤務
- (5) 隊本部勤務  
隊本部において庶務、交通規制、交通違反事件の送致等の事務に従事する勤務

(勤務制)

第4条 隊員の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 中隊長及び隊員（交通事故事件捜査勤務及び前条第5号の隊本部勤務の隊員に限る。） 毎日勤務
  - (2) 隊員（前号に掲げる者を除く。） 変則3部制勤務
- 2 変則3部制勤務の隊員は、第1部、第2部及び第3部に編成するものとする。

(勤務時間等)

第5条 変則3部制勤務の隊員の第1当務（日勤勤務）及び第2当務（1昼夜勤務）の勤務時間等は、次の表のとおりとする。

勤務日別	勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間
第1当務	午前9時	午後5時45分	7時間45分	1時間
第2当務	午前9時	翌日午前9時	15時間30分	8時間30分
備考 隊長は、必要があるときは、第1当務日の勤務開始時刻及び勤務終了時刻を変更することができる。				

(勤務時間割等)

第6条 変則3部制勤務の隊員（小隊長を除く。次項及び次条において同じ。）の勤務時間割及び勤務方法は、隊長が定める。

- 2 隊長は、隊員の勤務について前項の勤務時間割及び勤務方法に基づき、担当区域の交通実態に即した勤務例を定めるものとする。
- 3 小隊長の隊外勤務及び隊内勤務の時間割は、隊長が定める。
- 4 隊長は、必要があると認めるときは、第2項の勤務例を変更して勤務させることができる。

(勤務計画)

第7条 隊長は、交通部長の指示を受け、隊員の勤務方法別の時間割、勤務及び指導監督の重点等に

ついて、おおむね1か月ごとに勤務計画を定めるものとする。

(勤務表)

第8条 隊長は、隊員の勤務拠点に勤務表(別記様式第1号)を備え付けるものとする。

2 隊員は、勤務の状況を明らかにするため、勤務表の所定欄に当該勤務のつど押印しなければならない。

(幹部勤務日誌)

第9条 分駐所で勤務する小隊長は、担当業務の遂行状況等を小隊長業務日誌(別記様式第2号)に記録し、隊長に報告しなければならない。

(勤務交代)

第10条 変則3部制勤務の隊員の勤務交代は、原則として分駐所において前日の勤務員と当日の勤務員が面接し、車両及び無線機器、その他必要事項の引継ぎをして行うものとする。

(事件事故等の引継ぎ)

第11条 高速道路交通警察隊において取り扱った事件事故等(交通違反事件及び交通事故事件を除く。)で、引き続き警察上の措置を要するものは、その発生又は検挙の場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(連絡協調)

第12条 隊長は、高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第42条第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)における交通警察活動の適正を期するため、近畿管区警察局高速道路管理官、隣接府県警察高速道路交通警察隊長その他関係機関と常に密接な連絡を保たなければならない。

2 隊長は、高速道路交通警察隊の担当区域を管轄する警察署長と常に密接な連携を保たなければならない。

(教養訓練の推進)

第13条 隊長は、高速道路における機動取締技術等について、隊員に対し計画的に教養訓練を行うものとする。

(車両等の整備)

第14条 隊長は、車両その他の装備品を常に整備しておくものとする。

(活動状況の報告)

第15条 隊長は、高速道路交通警察隊の活動状況を、毎月10日までに交通部長(交通指導課)に報告しなければならない。

(細部規定)

第16条 隊長は、交通部長の承認を得て、この訓令の施行について必要な細則を定めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和46年6月1日から施行する。

(機動警察隊運営規程の一部改正)

2 機動警察隊運営規程(昭和44年大阪府警察本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(昭和46年12月24日本部訓令第45号)

この訓令は、昭和46年12月24日から施行する。

附 則(昭和49年6月28日本部訓令第22号)

この訓令は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日本部訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則(昭和51年9月17日本部訓令第18号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和51年9月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則 (昭和55年3月28日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月26日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和57年4月4日から施行する。

附 則 (昭和61年3月7日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和61年3月9日から施行する。

附 則 (平成元年5月26日本部訓令第16号)

この訓令は、平成元年6月4日から施行する。

附 則 (平成3年12月6日本部訓令第37号)

この訓令は、平成3年12月7日から施行する。

附 則 (平成4年7月31日本部訓令第27号)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日本部訓令第7号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年8月26日本部訓令第28号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年〔中略〕8月30日〔中略〕から施行する。

附 則 (平成6年10月28日本部訓令第42号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月16日本部訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月31日本部訓令第29号)

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月28日本部訓令第16号)

この訓令は、平成21年4月29日から施行する。

附 則 (平成22年9月24日本部訓令第17号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日本部訓令第15号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。〔以下略〕





別記様式第2号 (第9条関係)

隊長		副隊長		中隊長														
小隊長業務日誌 第 中隊第 小队					平成 年 月 日 曜日・天候 作成者 階級 氏名													
出勤状況	総員	出勤	事故人員		事故者氏名	総車両		実働車両		休車等								
	人	人	週年 その計	休 休 他 の計	人 人 人	白 黒 覆 面 の 計	台 台 台 台	白 黒 覆 面 の 計	台 台 台 台	白 黒 覆 面 の 計	台 台 台 台							
指 示 命 令	-----																	
	-----																	
	-----																	
	-----																	
	-----																	
活 動 状 況 等	交通事故等	総件数			種別			特異事故等 (多重・トンネル・その他)										
		件			人身	件人												
				物損	件													
	交通違反	速度40以上	飲酒運転	無免許等	速度40精	路側通行	進路変更	車間距離	整備不良	高速遵守	通行帯	積載超過	携帯電話	ベルト(後)	着色フ(警告)	飲酒警告	その他	合計
	件数																	
記 事	-----																	
	-----																	
	-----																	
引 継 事 項 等													引継者			受理者		
													引継時刻			時 分		